

臨海部における行為の許可等について

横須賀市内の臨海部のうち、下記の指定区域内では、一定の行為を行う場合、許可等が必要となります。

○指定区域

・港湾区域

経済的に一体の港湾として管理運営するために必要最小限度の区域について、国土交通大臣の同意を得た水域。（港湾法第2条第3項）

・港湾隣接地域

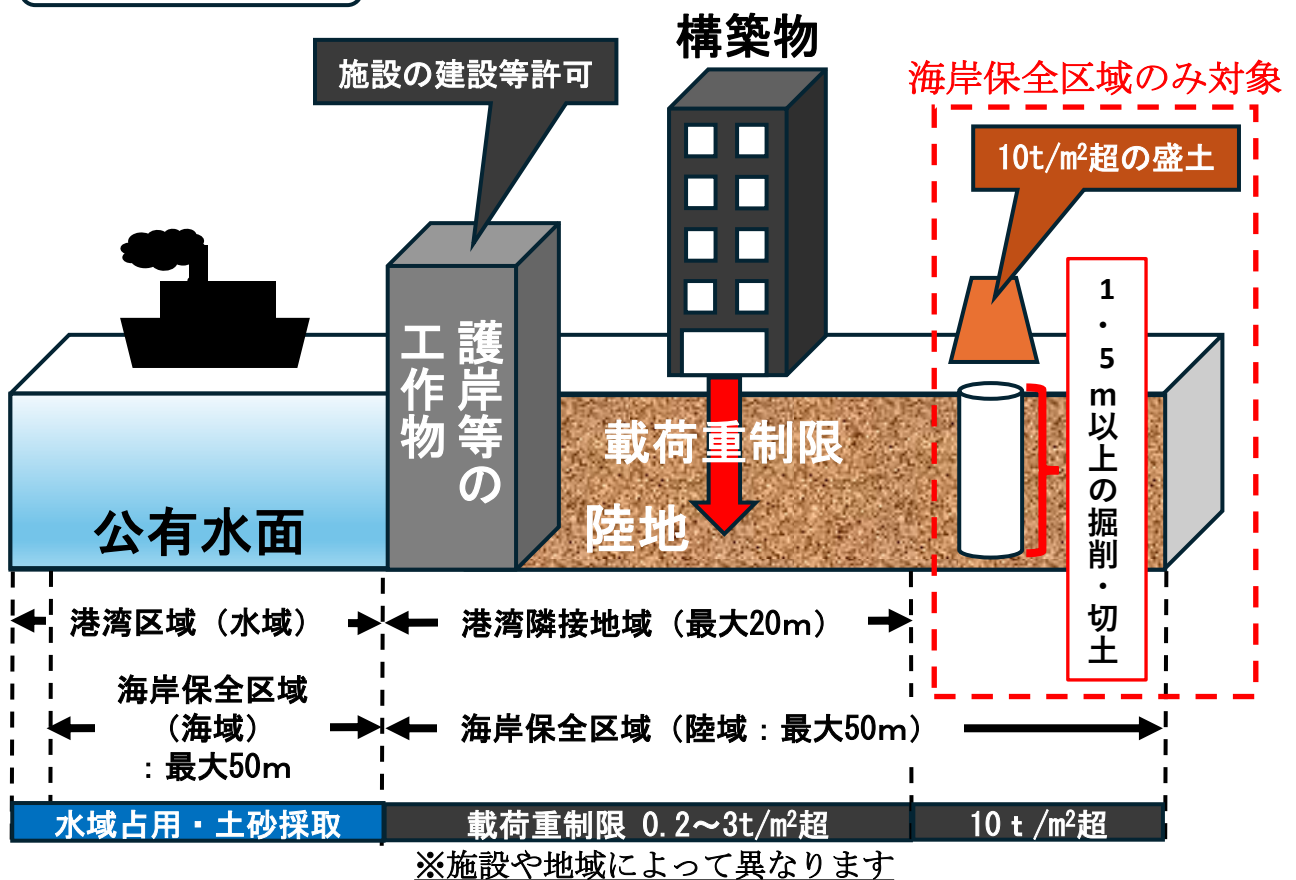
港湾の保全等に支障のある行為を規制するため、港湾区域外100m以内において必要最小限の範囲内で指定した区域。
（港湾法第37条第1項及び第37条の2）

・海岸保全区域

高潮等による被害から国土を防護するという目的を達成するため、陸地においては春分の日満潮時の水際線から、水面においては春分の日干潮時の水際線からそれぞれ50m以内において必要な最小限度の範囲内で指定した区域。（海岸法第3条）

※これらの区域については、その区域の状況等により、指定されている範囲が異なりますので、詳細は担当者にご確認下さい。

規制の概念図



※これらの許可に際しては、構造計算など、技術的な審査を伴います。
申請前に、予め担当までご相談ください。

【お問い合わせ先】

横須賀市港湾部港湾管理課 〒238-8550 横須賀市小川町11
（港湾法関係）港湾管理係 TEL 046-822-8540
（海岸法関係）浦賀再開発・海岸管理担当 TEL 046-822-8531